

令和 5年 12月 1日

支部長・会計 各位

新潟県農業機械商業協同組合
事務局長 矢嶋 滋

支部活動費とインボイスについてのお知らせ

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、組合活動にご協力を頂きありがとうございます。

さて、10月よりインボイス制度が始まり皆様は対応に追われたと思いますが、組合では、現在でも、詳細について検討したり相談したり対応は継続しています。ところで、組合等の会費(賦課金、公取会費、技能士会費)につきましては、課税仕入れに当たらず、消費税は生じませんので今まで通りに対応していただけます。

支部活動については、組合と同じように通常会費として徴収する場合は、課税仕入れには当たらないため消費税は生じません。しかしながら、たとえば、講習会や懇親会の名目で徴収する場合は目的がはっきりしているため、役務の提供などの対価と認められるので消費税が発生します。支部会は任意の組織でありもちろんインボイスは発行できませんので注意が必要です。その場合は

①仕入税額控除はできないので、各自の負担でお願いします。

(課税売上高が1億円以下の会社の場合は、1万円以下は今のところインボイスが必要ありません。1億円以上でも経過措置の3年間は消費税の80%は控除できます。)

国税庁ホームページより

1 少額(税込1万円未満)の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です(28改正法附則53の2、30改正令附則24の2)。3 少額特例は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が適用対象期間となります。

②例えば、お店での懇親会の場合は、それぞれが、お店に直接飲み代を払って、各自インボイスをもらう。または、総額でお店からインボイスをもらい、幹事(会計)が頭数で割った清算書を作り、お店のインボイスのコピーと清算書を配布する。

等の対応ができます。